

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R6.4.30	住居表示変更	変更前	郵便局	531180	志々郵便局	-	島根県飯石郡飯南町117-7	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	531180	志々郵便局	-	島根県飯石郡飯南町八神117-7	○	○	○	○	○	○	-	
R6.5.31	契約解除	変更前	営業所	817440	山下横山簡易郵便局	○	宮城県亘理郡山元町大平横山36	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R6.6.1	契約解除	変更前	営業所	238250	印野簡易郵便局	○	静岡県御殿場市印野1666	-	○	×	×	×	×	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R6.6.1	契約解除	変更前	営業所	238690	御殿場大沢簡易郵便局	○	静岡県御殿場市永塚350-1	-	○	×	×	×	×	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R6.6.1	契約解除	変更前	営業所	238740	竜簡易郵便局	○	静岡県御殿場市竜1032	-	○	×	×	×	×	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R6.6.1	業務変更	変更前	郵便局	317260	曾々木簡易郵便局	○	石川県輪島市町野町西時国鳥毛45-2	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	317260	曾々木簡易郵便局	○	石川県輪島市町野町西時国鳥毛45-2	○	○	○	×	○	○	-	
R6.6.1	契約解除	変更前	営業所	418320	岸和田河合簡易郵便局	○	大阪府岸和田市神於町38-4	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R6.6.1	業務変更	変更前	郵便局	527400	北村簡易郵便局	○	鳥取県鳥取市河原町北村205	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	527400	北村簡易郵便局	○	鳥取県鳥取市河原町北村205	○	○	○	×	○	○	-	
R6.6.1	契約解除	変更前	営業所	557510	小野田叶松簡易郵便局	○	山口県山陽小野田市小野田10396-8	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R6.6.1	契約解除	変更前	営業所	847770	大戸瀬簡易郵便局	○	青森県西津軽郡深浦町田野沢汐干浜21-10	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R6.6.3	移転・改称	変更前	郵便局	005830	東大和清水郵便局	-	東京都東大和市清水6-1190-2	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	005830	東大和リビングテラス郵便局	-	東京都東大和市清原1-1213-7	-	○	○	○	○	○	-	

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R6.6.3	移転	変更前	営業所	627450	椿泊簡易郵便局	○	徳島県阿南市椿泊町東45-2	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	627450	椿泊簡易郵便局	○	徳島県阿南市椿泊町東54-1	-	○	○	×	○	○	-	
R6.6.3	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	768160	新戸町簡易郵便局	○	長崎県長崎市新戸町3-18-14	-	○	○	×	○	○	-	
R6.6.3	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	908060	江別あけぼの簡易郵便局	○	北海道江別市あけぼの町31-4	-	○	○	×	○	○	-	
R6.6.5	契約解除	変更前	営業所	538130	西郷有木簡易郵便局	○	島根県隠岐郡隠岐の島町有木月無11-7	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R6.6.6	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	847680	柳田簡易郵便局	○	青森県西津軽郡深浦町柳田宮崎69-18	○	○	○	×	○	○	-	
R6.6.10	移転	変更前	郵便局	411880	有真香郵便局	-	大阪府岸和田市土生滝町414	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	411880	有真香郵便局	-	大阪府岸和田市土生滝町426-1	-	○	○	○	○	○	-	
R6.6.17	移転	変更前	郵便局	413460	平野加美南郵便局	-	大阪府大阪市平野区加美南5-6-4	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	413460	平野加美南郵便局	-	大阪府大阪市平野区加美鞍作3-9-21	-	○	○	○	○	○	-	
R6.6.17	移転	変更前	郵便局	430930	佐野郵便局	-	兵庫県淡路市佐野1655-5	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	430930	佐野郵便局	-	兵庫県淡路市佐野1652-11	○	○	○	○	○	○	-	
R6.6.24	移転	変更前	郵便局	241410	坂本郵便局	-	岐阜県中津川市千旦林1467-2	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	241410	坂本郵便局	-	岐阜県中津川市千旦林1407-4 26街区5	-	○	○	○	○	○	-	
R6.6.24	移転・改称	変更前	郵便局	431950	篠山乾新町郵便局	-	兵庫県丹波篠山市乾新町54-16	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	431950	丹波篠山東吹郵便局	-	兵庫県丹波篠山市東吹1092-2	○	○	○	○	○	○	-	
R6.6.24	移転	変更前	営業所	637250	氷上簡易郵便局	○	香川県木田郡三木町氷上2829-1	-	○	×	×	×	×	-	
		変更後	営業所	637250	氷上簡易郵便局	○	香川県木田郡三木町氷上2830-1	-	○	×	×	×	×	-	

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R6.6.24	移転	変更前	郵便局	700770	真栄原郵便局	-	沖縄県宜野湾市真栄原3-5-25	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	700770	真栄原郵便局	-	沖縄県宜野湾市真栄原2-12-7	-	○	○	○	○	○	-	
R6.6.24	移転	変更前	営業所	917390	万年簡易郵便局	○	北海道河東郡音更町万年基線53	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	917390	万年簡易郵便局	○	北海道河東郡音更町万年基線55-14	-	○	○	×	○	○	-	
R6.6.29	契約解除	変更前	営業所	067560	土浦手野簡易郵便局	○	茨城県土浦市手野町27-1	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R6.6.29	契約解除	変更前	営業所	238930	東伊豆奈良本簡易郵便局	○	静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本242-3	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R6.6.29	契約解除	変更前	営業所	457740	大淀桜垣本簡易郵便局	○	奈良県吉野郡大淀町桜垣本1393-4	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R6.6.29	契約解除	変更前	営業所	777180	佐賀城北簡易郵便局	○	佐賀県佐賀市高木瀬東6-4-33	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R6.6.29	契約解除	変更前	営業所	787210	小野簡易郵便局	○	鹿児島県鹿児島市小野3-5-1	-	○	×	×	×	×	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R6.6.29	契約解除	変更前	営業所	817810	折立団地簡易郵便局	○	宮城県仙台市青葉区折立4-14-2	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R6.6.29	契約解除	変更前	営業所	847400	毘沙門簡易郵便局	○	青森県五所川原市毘沙門中熊石254	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。

3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。

4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。